

見附民商会報

見附民主商工会
見附市本町1-2-35
くろさかやビル3F
平成30年3月5日
第1396号

申告書を早急に完成させましょう

3・13集会（3月13日）まであとわずか
3月13日申告直前に、あわてて来られることのないようにしてください。間違いの元です。



3月申告書完成相談会（いずれも事務所13時半）
1日（木） 5日（月） 6日（火） 7日（水）

◎どうしても都合のつかない方は、事前にご連絡を

◎役員も参加して対応しています

◎時間厳守でお集まりください。

◎民商からの申告資料袋、日計表、自主計算ノート、筆記用具、今年の申告書、源泉徴収票（給与や年金等）昨年の申告書（控）、印鑑、控除計算に必要なもの（扶養家族の氏名、生年月日、年収、国保、国民年金証明書、生命保険・介護医療保険・個人年金証明書、地震保険証明書、医療費の領収書等）を持ってきていただくの学習、余裕を持って申告書を完成させましょう。

◎医療費の領収書（H9.1.1〜12）は集計してきてください。

今回の申告から医療費控除変わりました。

①従来の医療費控除と②セルフメディケーション税制のどちらかを選択することになりました。

経過措置（29〜31年分）で従来通りのやり方でも可能。

①については、今年から医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を合計して記載すれば領収書が不要。「医療費のお知らせ」の添付で明細書記入は省略可能。領収書は自宅で5年間保存。控除額は同じ。

②については、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組み、健診、予防接種、特定一般用医薬品購入等が対象。健診の結果通知等必要。医薬品の領収書については★がついているものが対象。12000円を超える金額最高8万8千円。

（※先週、先々週のニュースの裏に、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書を印刷。それぞれA4の大きさです。コピーも可）

仲間を増やし、中小業者のへんげを



営業を守っていきましょ
大勢の仲間を増やして、5月の新編開催全商連総会成功を

2月 新聞2部・会員1名・共済1名増えました！

今年の3・13重税反対統一行動は

3月13日（火）午前9時 中央公民館集合

年に1回の集団申告。2時間弱の行動です。仕事をやりくりして参加を。参加できない方、申告書は知り合いに預けてください。歩けない方は宣伝カー、随行車にお乗りください。

※市役所で待つことのないようにお願いします。
《当日日程》（予定）

- ・8時 三役と宣伝カー・後続車担当の方 事務所集合
- ・9時 会員集合（常任8時25分役員8時半集合）
- ・9時20分 開会
- ・9時55分 デモ出発
- ・10時20分 見附市役所到着 中之島代表中之島支所へ
- ・11時前 中之島支所到着

※3・13準備の理事会・班長合同会議（2）案内済

3月2日（金）19時 民商事務所

※3・13直前準備（飾りつけ、音響確認等）

3月12日（月）19時 民商事務所

憲法を守る見附の会

スタンディング3/5（月）10時〜10時半（本町第四銀行前）

安倍9条改憲NO！ 署名を広げよう！



大腸がん検診日 2018年3月15日（木）

事務局または当番さんへお申込みを。FAX02558

（63）1997での申し込みも可能。市の検診等で受けられた方もお申し込みを。1年に1回よりも2回の方が、検診結果の精度が上がります。お気軽に受けてください。



共済加入者は無料で受けられます。この機会に加入を

会員本人・配偶者は、年齢や条件を問わず加入できます。同居家族、従業員は①入院中②通常の学業・労務に従事できない③難病の方を除き満15歳以上64歳以下が加入条件

三条税務署との要望・打ち合わせ内容

【番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない】
三条税務署でも、全中連が昨年9/27に行った省庁交渉で各省庁が回答したことで、同じ回答を得ました。

・マイナンバーを記入する場合は、「マイナンバーカードの写し」または「マイナンバー通知書と免許証などの写し」を添付が必要です。控に収受印の必要な方は、返信用封筒に住所氏名記名し切手を貼り一緒に申告してください。